

令和4年11月24日

名寄市長 加藤 剛士 様

名寄市国民健康保険運営協議会
会長 栗原 智博

名寄市国民健康保険税の課税額の改正について（答申）

令和4年11月22日付け名市国第83号により諮問を受けた名寄市国民健康保険税の課税額の改正について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

1. 答申事項

名寄市国民健康保険税の課税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額)の改正について

2. 答申内容

①基礎課税額について

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・所得割額 100分の8.7 | ・資産割額 廃止 |
| ・被保険者均等割額 28,000円 | ・世帯別平等割額 28,000円 |

②後期高齢者支援金等課税額について

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・所得割額 100分の2.5 | ・資産割額 廃止 |
| ・被保険者均等割額 8,000円 | ・世帯別平等割額 8,000円 |

③介護納付金課税額について

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・所得割額 100分の1.8 | ・資産割額 廃止 |
| ・被保険者均等割額 8,000円 | ・世帯別平等割額 6,000円 |

3. 付帯意見

この度の課税額の改正では、納付金を納めるための財源が確保されたものとは見込まれず、また不足財源となる一般会計からの負担も十分考慮すべきであることから、納付金の財源が速やかに確保されるよう課税額の改正について来年度においても引き続き検討すること。